

国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付要綱

制 定 平成30年2月1日付け29生畜第1022号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(通則)

第1 国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱（平成30年2月1日付け29生畜第1019号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金の交付は、チーズ工房をはじめとするチーズ加工施設について、その製造設備の生産性向上を通じたコスト縮減や、その機能高度化等を通じた付加価値の高い加工品の生産を支援することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱別表の事業実施主体の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う国産乳製品等競争力強化対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を別表2の補助事業者の区分欄に掲げる事業の補助事業者の区分に従って、それぞれ同表の交付決定者欄に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、1の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する

額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が補助事業者に対して別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第6 地方農政局長等は、第4の1の規定による交付申請書の提出があった場合には、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

第8 補助事業者（地方公共団体を除く。以下第8において同じ。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、その旨を地方農政局長等に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、2により売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更の場合を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更の場

合を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、1の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表1の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を地方農政局長等及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第13 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号の概算払請求書兼遂行状況報告書の提出をもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 1に定める時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により補助金の交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を

提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15 地方農政局長等は、第14の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合であって、かつ、この返還期限により難いときは90日）以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16 地方農政局長等は、第9の1の（3）規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令又はこの要綱に基づく地方農政局長等の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2の規定による補助金の返還及び3の規定による加算金の納付については、第15の

3の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第18 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 3の規定による承認については、第17の2の規定を準用する。

(補助金の経理)

第19 補助事業者は、補助事業に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業に係る収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、1の収入及び支出についてその支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、1の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、1の帳簿及び2の証拠書類又は証拠物に加え、別記様式第9号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第20 地方公共団体である補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第10号による補助金調書を作成しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

別記様式第1号（第4関係）

令和〇〇年度国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（別表2の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載）

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業実施計画の承認を受けた標記事業を実施したいので、国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第4の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金 〇〇〇円

（注）

- 1 事業実施計画の承認を受けた事業内容から変更がある場合には、当該承認を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 注1により、計画の承認を受けた事業内容から変更して交付申請書を提出する場合には、本文中の「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業実施計画の承認を受けた標記事業を実施したいので」を「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業実施計画の承認通知があった事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更した上で事業を実施したいので」に書き換えること。
- 3 申請の際には次の書類を添付すること。なお、事業実施計画書に添付したものから変更がない場合には省略することができる。
 - （1）定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）
 - （2）外部に委託する場合には、その委託契約書案
 - （3）概算設計書等の事業費の積算根拠となる資料。また、工事雑費がある場合には、別紙工事雑費内訳明細書を添付すること。
 - （4）その他交付決定者が必要とする資料

(別紙)

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

補助対象事業名 及び施設名	工 事 雑 費 内 訳			備 考
	区 分 1	区 分 2	金 額	
	報 酬		〇〇〇円	
	賃 金			
	共 済 費			
	需 用 費	消 耗 品 費 燃 料 費 光 熱 水 料 印 刷 製 本 費 広 告 費 修 繕 費 食 料 費		

役 務 費	通信運搬費 手 数 料 筆耕翻訳料 雑 役 務 費		
委 託 費			
旅 費			
使用料及び賃貸料			
備品購入費			
公 課 費			
代行施行管理料			

(注) 補助対象事業ごとに記入すること。

別記様式第 2 号（第 8 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受けた場合であって、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。
- ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りでない。

別記様式第3号（第9関係）

令和〇〇年度国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（別表2の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載）

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注）1 交付決定を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限って添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合には、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する」を「国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更等承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」に、「変更したい」を「中止（廃止）したい」に、「変更の理由」を「中止（廃止）の理由」に、それぞれに書き換えること。

別記様式第4号（第12関係）

令和〇〇年度国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 （別表2の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載）
 官署支出官 〇農政局総務部長 殿
 北海道にあつては北海道農政事務所総務管理
 官、内閣府沖縄総合事務局総務部長

所在地
 団体名
 代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
 2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第5号（第13関係）

令和〇〇年度国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（別表2の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載）

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第13の1の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第〇・四半期までに 完了したもの		第〇・四半期以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」欄には、別表1の経費欄に掲げる経費ごとに記載すること。
2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第13関係）

令和〇〇年度国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（別表2の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載）
官署支出官 〇農政局総務部長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所総務管理
官、内閣府沖縄総合事務局総務部長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、令和〇年〇月〇日末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
また、併せて金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		(A) - ((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第7号（第14関係）

令和〇〇年度国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（別表2の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載）

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、当該通知の内容に従い実施したので、国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第14の1の規定に基づき、その実績を報告する。
また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金 〇〇〇円

（注）

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合には、「なお、事業の実績内容は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合には、補助金の交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には、次の書類を添付すること。
 - （1）外部に委託した場合であって、補助金の交付申請時にその委託契約書案を添付したときは、委託契約書の写し
 - （2）出来高設計書及び財産管理台帳の写し

別記様式第 8 号（第 14 関係）

〇〇年度国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金の
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（別表 2 の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載）

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第 14 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 （〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・新たに設立をされた法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

別記様式第9号（第19関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区	事業実施年度			令和	年度	農林水産省所管補助金名									
施設等名称	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		備考	
	事業種目 (事業細目)	事業実施主体	工種構造 又は 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん功 年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日		処分の内容
									国庫補助金	都道府県	市町村	その他					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 20 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

国産乳製品等競争力強化対策事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考	
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を（ ）内書すること。